

公共事業再評価調査

整理番号 H25-26

担当部課名	県土整備部 道路課	電話番号	017-734-9651
		E-MAIL	doro@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="radio"/> 未着工 <input type="radio"/> 長期継続 (年) <input type="radio"/> 再評価後 (年) <input checked="" type="radio"/> その他 (休止)
---------	---

1 事業概要

事業種別	道路改築事業	事業主体	<input checked="" type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> その他 ()					
事業名	市町村合併支援道路整備事業	地区名等	岩崎深浦線 岩崎	市町村名	深浦町			
事業方法	<input type="radio"/> 国庫補助 <input type="radio"/> 交付金 <input checked="" type="radio"/> 県単独		財源・負担区分	<input type="radio"/> 国 % <input checked="" type="radio"/> 県 100% <input type="radio"/> 市町村 % <input type="radio"/> その他 %				
採択年度	平成 15 年度 (用地着手 平成 15 年度 / 工事着手 平成 16 年度)							
終了予定年度	平成 30 年度 (平成 年 月 工期変更 (当初計画時 平成 年度))							
事業目的	本路線の起点・終点の両方で接続する一般国道101号は、青森市と秋田市を結び、広域交流の促進及び沿線市町村の連携強化を図る延長約115kmの主要幹線道路であり、西海岸地域の生活道路であるとともに、津軽国定公園、津軽岩木リゾート地区への観光アクセス道路としての役割も担っている。しかし、国道101号の西海岸部には、急勾配、急カーブ、幅員狭小等の隘路区間が存在し、順次バイパス事業が進められている。当該事業は、(仮)岩崎バイパスに接続するアクセス道(県道切替工事)として事業着手されたものである。							
主要内容	区分	再評価時(現計画)	休止	増減				
	計画延長	1,120 m	- m	- m				
	計画幅員	6.0(9.0) m	- m	- m				
	改良工	966 m	- m	- m				
	舗装工	8,700 m ²	- m ²	- m ²				
橋梁工	1 箇所	- 箇所	- 箇所					
橋梁は阪神淡路大震災対応の指針により設計済。ただし、未着手であることや今後の事業計画の見直しに伴って橋梁計画・設計についても見直す予定。								
事業費	○再評価時総事業費 2,100 百万円 (単位:百万円)							
		~22年度	23年度	24年度	25年度	小計	26年度~	合計
	計画 (うち用地費)	()	()	()	()	① 1,310 ② (22)	790 (14)	2,100 (36)
	実績 (うち用地費)	233 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	③ 233 ④ (13)	1,867 (23)	⑤ 2,100 ⑥ (36)

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

A・B・C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)		計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
			11.1% [③/⑤] (36.1%) [④/⑥]	17.8% [③/①] (59.1%) [④/②]
	主要工種 毎割合 (事業費)	改良工 (1,070百万円)	21.8%	34.8%
		舗装工 (80百万円)	0%	0%
橋梁工 (950百万円)		0%	0%	
説明	当該工区は、国道101号(仮)岩崎バイパスへのアクセス道(県道切替工事)として平成15年度から事業着手している。国道101号のバイパス整備等については、順次整備を進めている。(別添、整備状況箇所図参照)公共事業費削減傾向の中で、優先整備工区への重点配分を余儀なくされ、平成18年度より事業休止している。			
問題点・解決見込み	現在、国道101号においては追良瀬Ⅱ期工区を整備中。(平成20年度~平成30年度完成予定)公共事業費削減傾向の中で、国道101号に係る新規バイパス事業の着手については、慎重な見極め検討が必要。			
事業効果発現状況	(部分供用なし)			

(2) 社会経済情勢の変化

A・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	<p>【全国の評価】</p> <p>平成21年3月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」では、地域社会の活力を維持し、豊かな暮らしを実現するため、また、安全で信頼性の高い社会の実現を図るために、選択と集中の方針の下、重点的・効率的に道路整備を進めていくことが必要とされている。</p> <p>従来の事業評価手法を見直し、道路における防災機能の位置づけを再検討する機運が高まっている。</p>	<p>【県内の評価】</p> <p>自動車交通への依存度が高い本県にとって、道路整備に対する根強い要望がある。</p> <p>東日本大震災(H23.3.11)を契機として、これまで道路に必要とされてきた通行機能に加えて、災害発生時の防災機能(緊急物資輸送や避難路等)確保の重要性が再認識されている。</p>	
	当地区における評価	<p>本県西海岸地域を南北に縦断する唯一の幹線道路である一般国道101号は、沿線住民の重要な生活道路(ライフライン)として、また、災害発生時の緊急輸送路や避難路として重要な役割を担っている。しかし、国道101号の西海岸部には、急勾配、急カーブ、幅員狭小等の隘路区間が存在するため、早期の現状改善が求められている。</p>		
必要性	<p>本県西海岸地域を南北に縦断する唯一の幹線道路である一般国道101号は、沿線住民の重要なライフラインとして、また、災害発生時の緊急輸送路や避難路として重要な役割を担っている。</p> <p>国道101号は市町村合併を支援する「市町村合併支援道路整備計画」に位置づけられている。</p> <p>国道101号の整備により、2次医療圏の中核病院である五所川原市立西北中央病院への搬送時間短縮が見込まれる。</p> <p>国道101号(仮)岩崎バイパスが事業着手される際には、アクセス道として切替工事の性質を有する当該事業再開の必要性は高い。</p>		a・b	
適時性	<p>接続する国道101号(仮)岩崎バイパスの方向性如何によって、当該事業の着手タイミングや事業計画の再整合を図る必要がある。</p> <p>現時点で冬期閉鎖路線(本路線沿線には集落がない)となっている状況下において、当該事業を先行着手する必要性は低い。</p>		a・b	
地元の推進体制等	<p>秋田県能代市以北の日本海沿岸市町村長及び地元市町村、議長等で構成される「国道101号整備促進期成同盟会」により早期整備が求められている。</p> <p>本県のみならず、広域ネットワークの形成のためにも、本路線の機能強化(通行機能、防災機能の向上)を求める声が高い。</p>		a・b	
効率性	<p>一般国道101号は、第2次緊急輸送道路として地震等の災害発生時において重要な役割を担う。</p> <p>本県西海岸部に存在する有数の観光施設へのアクセス道として、観光支援の役割を担う。</p> <p>平成17年3月31日、旧深浦町と岩崎村が合併(新町名:深浦町)→合併支援効果</p>			

(3) 費用対効果分析の要因変化

A・B・C

区分	主な項目	再評価時(現計画)	休止	増減
費用項目(C)	(1) 事業費	1,777 百万円	- 百万円	百万円
	(2) 維持修繕費	57 百万円	- 百万円	百万円
	(3)	百万円	- 百万円	百万円
	(4)	百万円	- 百万円	百万円
	(5)	百万円	- 百万円	百万円
	総費用	1,834 百万円	- 百万円	0 百万円
便益項目(B)	(1) 走行時間短縮便益	297 百万円	- 百万円	百万円
	(2) 走行費用減少便益	23 百万円	- 百万円	百万円
	(3) 交通事故減少便益	-2 百万円	- 百万円	百万円
	(4) 冬期便益	58 百万円	- 百万円	百万円
	(5) 防災便益	173 百万円	- 百万円	百万円
	総便益(B)	549 百万円	- 百万円	0 百万円
	地域修正係数(φ)	1.507	-	
	修正総便益(B')	827 百万円	- 百万円	百万円
B/C	費用便益比(B/C)	0.30	-	
	修正費用便益比(B'/C)	0.45	-	
費用対効果分析(B/C)	<p>【費用対効果分析手法】 (分析手法、根拠マニュアル等)</p> <p>費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省道路局、都市・地域整備局)</p> <p>道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 県土整備部道路課)</p>			a/b
計画時との比較	<p>【計画時との比較における要因変化】</p>			a/b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 路盤材、舗装合材に再生材を使用し、経費の縮減を図っている。 切土工区から盛土工区へ発生土を流用する等の土工バランスに配慮した工事計画を作成している。 排水施設等の小規模構造物については、工場製品（二次製品）を使用することにより、工期の短縮及び経費の縮減を図っている。	a. b
代替案	【代替案の検討状況】 現在整備中である追良瀬Ⅱ期バイパス（平成30年度完成予定）以南の国道101号整備計画如何により、当該路線の事業計画も見直し変更となる可能性を含んではいるが、現時点における県道切替工事の性質を有する当該計画は妥当なものである。	a. b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 秋田県能代市以北の日本海沿岸市町村長及び地元市町村、議長等で構成される「国道101号整備促進期成同盟会」により早期整備が求められている。	【住民ニーズ・意見】 西海岸部を縦断する唯一のライフラインである国道101号の西海岸部には、急勾配、急カーブ、幅員狭小等の隘路区間が存在するため、早期の現状改善が求められている。	a. b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2)区分 ● 農林地等の緑地や植生の改変 ● 地形や地盤の改変 ● 水系や水辺の変更 ○ 海域環境の変更 ● 敷地整備段階での重機の使用 ● 土砂等の搬出・搬入 ● 廃棄物処理等 ● 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 工事及び土砂搬入・搬出の際には、周辺環境に配慮し、低排出ガス・低騒音並びに低振動の重機械を使用する。 表土露出箇所については、景観保全や土砂流出に配慮し植生対応を行う。	a. b	
地域の立地特性	(地域指定) 過疎地域、振興山村地区、農業振興地域 (災害の記録) なし (危険箇所情報) なし 平成17年3月31日、旧深浦町と岩崎村が合併（新町名：深浦町） 西海岸沿線には、千畳敷海岸、深浦漁港、岡崎キャンプ場、黄金崎不老不死温泉、十二湖リフレッシュ村、世界自然遺産登録「白神山地」等の有数な観光地が存在する。		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	○ 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ● 休止
評価理由	当該事業は国道101号の整備計画に大きく左右されるため、アクセス道として切替工事の性質を有する当該事業は、予算保留のうえ協議中である。今後、国道101号の整備計画については地元との合意形成や再調整、当該事業の計画変更も視野に入れた見極め検討が必要となり不測の日数を要することから、対応方針は「休止」とする。
備考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針(案)どおり ○ 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	○ 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)

休止工区

《費用対効果分析説明資料》

事業名	道路改築事業(市町村合併支援道路整備事業)	地区名等	岩崎深浦線(岩崎)
-----	-----------------------	------	-----------

【費用対効果の算定内容】

1. 費用対効果の算定根拠

算定の考え方は「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(平成20年6月国土交通省)」による。また、具体的な算定手法については、「費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省道路局 都市・地域整備局)」及び「道路事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 青森県)」によった。

本マニュアルにおいては、社会的余剰を便益(B)とし、整備に係る総費用及び維持修繕費を現在価値に割り引いたものを費用(C)として評価するものである。

再評価においては、技術指針の考え方により、「事業全体の投資効率性」と、再評価時点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を除いた「残事業の投資効率性」の両者による評価をするものとした。

2. 事業全体の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.120 km)

○C: 総費用= 1,834 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位: 百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	2,004	36	175	2,143
現在価値	1,781	4	57	1,834

(2)道路整備による便益

○B: 総便益= 549 百万円 B': 修正総便益= 827 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位: 百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災		総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	20	2	0				22		
現在価値	297	23	-2	58	173		549	1.507	827

3. 残事業の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.12 km)

○C1: 総費用= 1,552 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位: 百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	1,782	24	175	1,933
現在価値	1,498	3	57	1,552

(2)道路整備による便益

○B1: 総便益= 549 百万円 B1': 修正総便益= 827 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位: 百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災		総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	20	2	0				22		
現在価値	297	23	-2	58	173		549	1.507	827

【費用対効果分析の結果】

(事業全体)

費用便益比 B/C(再評価時点・事業全体) = 549百万円 / 1,834百万円 = 0.30

修正費用便益比 B'/C(再評価時点・事業全体) = 827百万円 / 1,834百万円 = 0.45

(残事業)

費用便益比 B1/C1(再評価時点・残事業) = 549百万円 / 1,552百万円 = 0.35

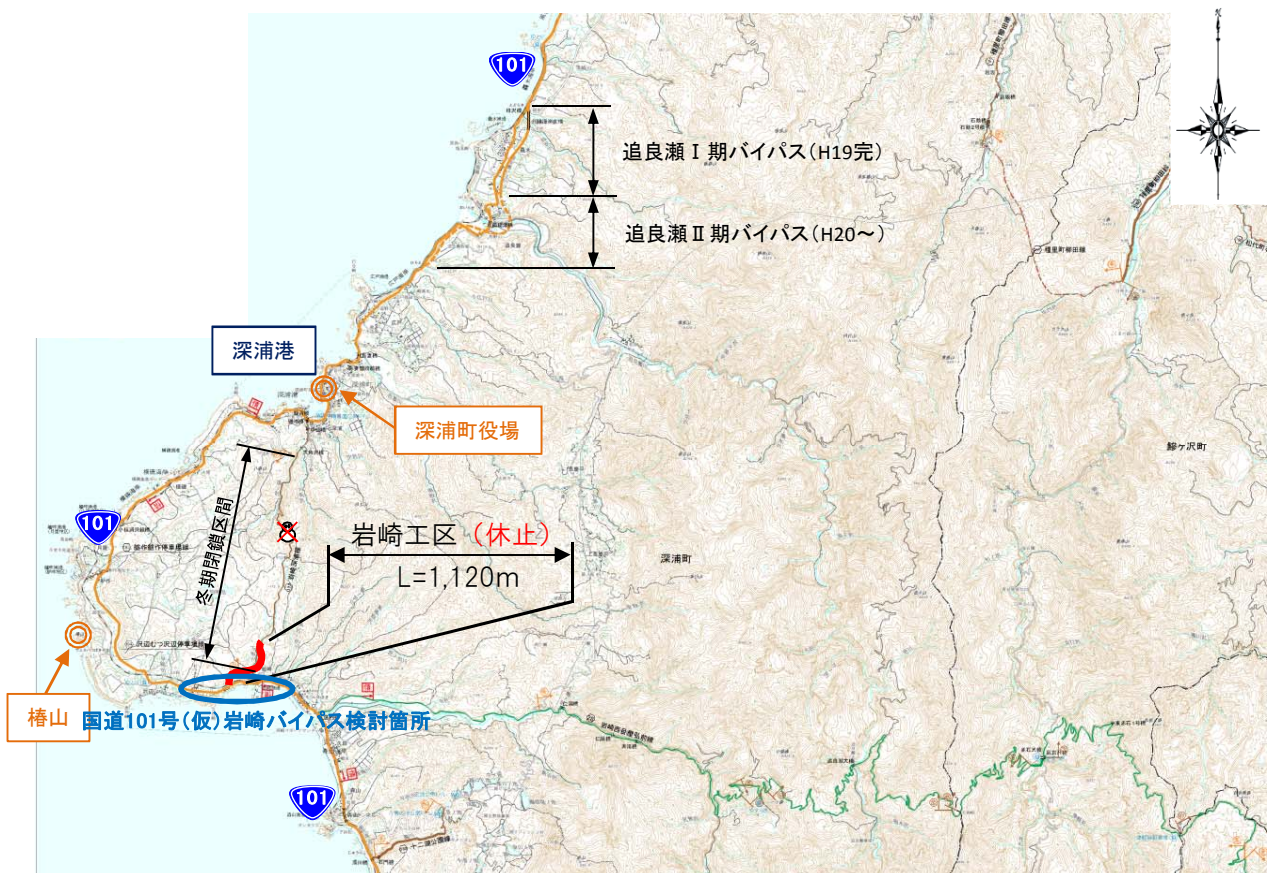
修正費用便益比 B1'/C1(再評価時点・残事業) = 827百万円 / 1,552百万円 = 0.53

[全体計画図]

(1)事業実施箇所位置図

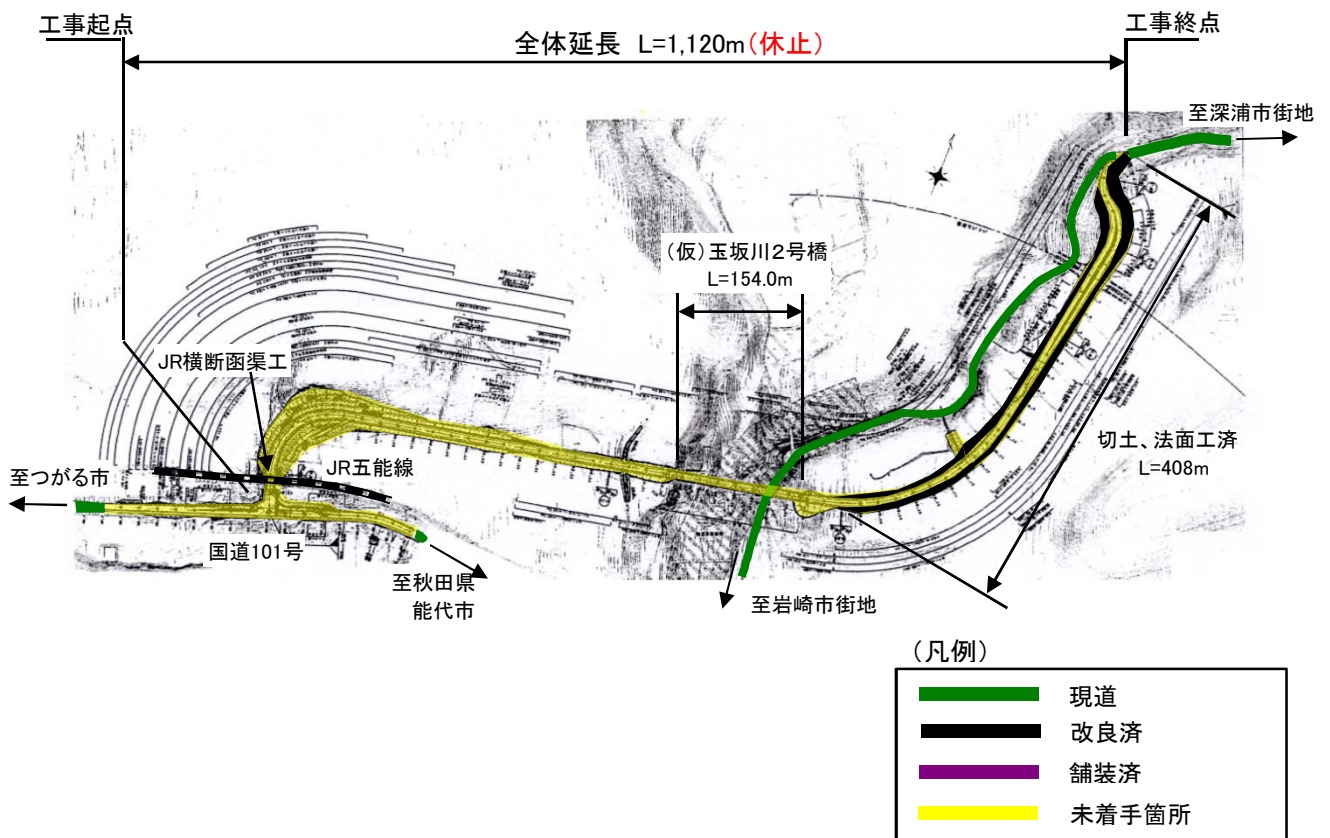


(2)詳細位置図【現計画】



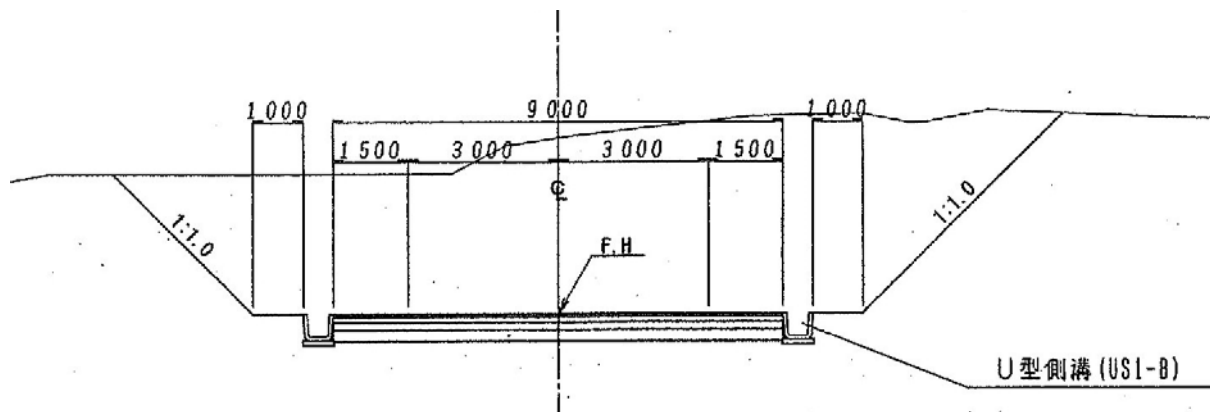
※ 冬期閉鎖区間

(3)全体計画平面図【現計画】



[構造図]

○標準横断面図【現計画】



[現道の交通状況]

①



・幅員狭小のため2車線確保されておらず、車両同士のすれ違いが困難である。

②



・幅員狭小、急カーブにより見通しが悪く、車両同士のすれ違い時は危険である。

③



・終点側L=408m区間において用地補償及び一部改良済み。平成18年度より保留となっている。

第四次青森県環境計画
開発事業等における環境配慮指針チェック表
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

休止工区

(事業名:市町村合併支援事業) (地区名等:岩崎深浦線 岩崎)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域内の植栽空間などへの移植に配慮する。また、移植に当たっては、表土の保全と一体的な生育環境の保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 植生の改変や農林地等の緑地の改変に当たっては、植生や緑地が持つ水源涵養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 間伐などによって発生した林地残材の有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、人工林の混交林、複層林化に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模の低減に努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらへの影響の低減に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変に当たっては、表土の保全と活用に配慮し、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈泥池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止と早急な植栽や緑化対策などに努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。 	掘削法面の土質性状を考慮し、露出放置の長期化による風化を防ぐとともに、適切な法面保護工を実施する。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然景観や自然環境の保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、緑化等や擁壁等の多自然型工法などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水、流路の遮断、地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。 	

(事業名:市町村合併支援事業) (地区名等:岩崎深浦線 岩崎)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土や埋土を行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、地下水汚染物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、地下水や環境汚染の防止に努める。 	盛土に使用する土砂は、現地発生土または購入土とする。
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)水系や水辺の変更に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 河道の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の保全と流路の分断防止に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。 	プレキャスト側溝、ボックスカルバート等施工予定
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の自然環境や緑地の保全と浄化機能の向上、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの野生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然や河川環境に適した多自然づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。 	
<input type="checkbox"/>	(4)海域環境の変更に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 海岸などの護岸整備を行う場合は、沿岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法等の活用により自然の連続性や親水性の確保に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 海岸や海域環境の変更に伴う潮流の変化など海象条件の変化による海域生態系への影響防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立てや干拓、堤防の設置やしゅんせつなどによる土砂や底質の自然環境へ流出、潮流の変化による沿岸の侵食や堆積作用の変化など、海象条件の変化による海域生態系や水質への影響の防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 海岸線の変更、防波堤や消波ブロックなどを設置する場合は、海岸景観の保全と地域景観との調和に配慮する。 	

(事業名:市町村合併支援事業) (地区名等:岩崎深浦線 岩崎)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)敷地整備段階での重機の使用に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 植生の伐採、地形や地盤の改変などを行う場合の重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動が周辺の生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響の防止に努める。 	排ガス対応型重機を使用
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・防振機器の活用、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 重機による地形改変などを行う場合は、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 土地の改変などを行う場合は、地域内から地域外への土砂の搬出入の抑制に努める。 	発生土はできるだけ地域内で流用する。
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。 	表土は生態系へ影響を与えない場所に搬出する。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の地下水や土壌への影響の防止に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(7)廃棄物処理等への配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。 	産業廃棄物処理の許可を得た施設に全量を搬出する。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の解体に伴う建設廃材などではできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの整備に伴う野生動物の繁殖地と生息地との移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上がれるような側壁の工夫に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の整備に当たっては、大気が停滞しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスの多量発生防止と、排ガスの緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの整備に当たっては、高盛土や高架等による景観の分断や大規模法面の発生などをできるだけ抑え、適切な緑化などによる景観の保全に努める。 	新たに発生した法面は緑化して景観を保全する。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化などに配慮した良好な景観の形成に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの切断や破壊の未然防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下滞水層の分断防止や排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止などに努める。 	

(事業名:市町村合併支援事業) (地区名等:岩崎深浦線 岩崎)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うラインの分断などによる災害の未然防止に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)低層建築物の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物周辺において、まとまりがあり、連続した緑地の確保など、敷地の緑化や屋上緑化などに配慮し、野鳥や昆虫など身近な野生生物の生息・生育や移動環境の創出に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路等の沿線で建築物を建設する場合は、景観の眺望の確保に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観を形成する環境資源が計画地内や計画地に隣接して分布する場合は、施設や建築物の配置、建物のデザイン等の工夫に配慮し、周辺地からの眺望の確保、建造物等による視覚的遮へい防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 都市部において、高密度な低層建築物を建設する場合は、建造物やアスファルト舗装、表土の転圧等による地表面の不浸透域化の防止や地下水のかん養機能の維持や向上に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 宅地開発など低層建築物群を建設する場合は、宅地内や住宅間にまとまりのある連続した緑地の創出などにより、快適な居住環境の確保に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地下水かん養域での建設に当たっては、建造物や舗装等による地表面の不浸透域化に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水の地下浸透緑地の確保に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による景観の眺望の遮へい防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へいの防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望や景観の保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)高架構造物の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 送電線や鉄塔などの高架構造物を建設する場合は、地域の地盤・気象などの自然環境や景観について十分な調査を行い、自然環境の保全や災害防止に十分配慮したルートを選定に努めるとともに、周辺地域における日照障害や電波障害などの防止に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 架橋などを建設する場合は、周辺の景観に配慮するとともに、基礎の設置等に伴う水辺環境や自然環境の保全に努める。 	

(事業名:市町村合併支援事業) (地区名等:岩崎深浦線 岩崎)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 海底や海中建造物の建設に当たっては、海流等への影響、底質のかくはんなどによる水質汚濁や海洋生態系への影響に十分配慮し、海域環境の保全に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 底質が軟弱な場所での荷重が大きい建造物の設置や土砂の埋立て等に当たっては、地盤沈下などによる影響について配慮する。 	

公共事業再評価調査

整理番号 H25-27

担当部課名	県土整備部 道路課	電話番号	017-734-9651
		E-MAIL	doro@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="radio"/> 未着工 <input type="radio"/> 長期継続 (年) <input type="radio"/> 再評価後 (年) <input checked="" type="radio"/> その他 (計画変更)
---------	---

1 事業概要

事業種別	道路改築事業	事業主体	<input checked="" type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> その他 ()																																																		
事業名	地方特定道路建設整備事業 【H25～：道路建設整備事業】	地区名等	増田浅虫線 増田～浅虫	市町村名	青森市 平内町																																																
事業方法	<input type="radio"/> 国庫補助 <input type="radio"/> 交付金 <input checked="" type="radio"/> 県単独 財源・負担区分 <input type="radio"/> 国 % <input checked="" type="radio"/> 県 100% <input type="radio"/> 市町村 % <input type="radio"/> その他 %																																																				
採択年度	平成 10 年度 (用地着手 平成 - 年度 / 工事着手 平成 - 年度)																																																				
終了予定年度	平成 32 年度 (平成 - 年 - 月 工期変更 (再々評価時 平成 28 年度))																																																				
事業目的	本路線は、平内町大字増田地区を起点とし、本県の主要観光地である浅虫温泉街を経由し、青森市大字浅虫地区の一 般国道4号に接続する延長約5.2kmの道路である。しかし、未舗装区間でもある当該区(約2.2km)は、幅員が狭小 (Wmin=2.5m)で急勾配区間(I=8.8~16.5%)が連続するため車両通行に支障をきたしている。こうした現状を改善す るに当たり、接続道路との計画調整も視野に入れた通行機能確保と代替路機能を確保することを目的として、これま の2車線整備から1.5車線の道路整備へ計画変更することで事業展開を図ることとしている。																																																				
主要内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>再々評価時</th> <th>計画変更時</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画延長</td> <td>2,185 m</td> <td>1,921 m</td> <td>△ 264 m</td> </tr> <tr> <td>計画幅員</td> <td>5.5(7.0) m</td> <td>4.0(5.0) m</td> <td>△ 2 m</td> </tr> <tr> <td>改良工</td> <td>2,166 m</td> <td>1,968 m</td> <td>△ 198 m</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td>15,300 m²</td> <td>9,500 m²</td> <td>△ 5,800 m²</td> </tr> <tr> <td>橋梁工</td> <td>1 箇所</td> <td>0 箇所</td> <td>△ 1 箇所</td> </tr> </tbody> </table> 再々評価時：2車線拡幅 計画変更時：1.5車線の整備					区 分	再々評価時	計画変更時	増 減	計画延長	2,185 m	1,921 m	△ 264 m	計画幅員	5.5(7.0) m	4.0(5.0) m	△ 2 m	改良工	2,166 m	1,968 m	△ 198 m	舗装工	15,300 m ²	9,500 m ²	△ 5,800 m ²	橋梁工	1 箇所	0 箇所	△ 1 箇所																								
区 分	再々評価時	計画変更時	増 減																																																		
計画延長	2,185 m	1,921 m	△ 264 m																																																		
計画幅員	5.5(7.0) m	4.0(5.0) m	△ 2 m																																																		
改良工	2,166 m	1,968 m	△ 198 m																																																		
舗装工	15,300 m ²	9,500 m ²	△ 5,800 m ²																																																		
橋梁工	1 箇所	0 箇所	△ 1 箇所																																																		
事業費	○再々評価時総事業費 900 百万円 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>小 計</th> <th>26年度～</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(うち用地費)</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>②()</td> <td>()</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>〈 年 月変更〉</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③ 0</td> <td></td> <td>⑤ 0</td> </tr> <tr> <td>(うち用地費)</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>④(0)</td> <td>()</td> <td>⑥(0)</td> </tr> </tbody> </table>						～22年度	23年度	24年度	25年度	小 計	26年度～	合 計	計 画					①		0	(うち用地費)	()	()	()	()	②()	()	(0)	〈 年 月変更〉								実 績					③ 0		⑤ 0	(うち用地費)	()	()	()	()	④(0)	()	⑥(0)
	～22年度	23年度	24年度	25年度	小 計	26年度～	合 計																																														
計 画					①		0																																														
(うち用地費)	()	()	()	()	②()	()	(0)																																														
〈 年 月変更〉																																																					
実 績					③ 0		⑤ 0																																														
(うち用地費)	()	()	()	()	④(0)	()	⑥(0)																																														

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

		A・(B)・C	
事業の進捗状況	事業費割合	計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
	(うち用地費)	% [③/⑤]	% [③/①]
		() % [④/⑥]	() % [④/②]
	主要工種 毎割合 (事業費)	改良工 (百万円) %	別 紙
橋梁工 (百万円)	%	%	
舗装工 (百万円)	%	%	
説 明	当該区については、平成10年度に事業着手し、河川管理者、農道管理者及び国有林野管理者等と協議・調整を重ねながら事業を進めてきた。こうした複数関係者との協議に時間を要してきたことや、公共事業費の大幅な削減を背景に、平成17年度～平成18年度の2年間、事業休止とした。平成19年度からは事業再開としたものの、引き続き公共事業費削減傾向の中で他優先区への重点配分が続いており、当該区間の事業費確保は大幅に制約される県単独事業費内での調整を強いられている。		
問題点・ 解決見込み	平成23年11月の土屋バイパス全線開通により、併行する一般国道4号部の整備は概ね完了した。併行する一般国道4号の整備が進むにつれ、本路線に求められていた代替路機能の位置づけに変化が生じてきた。こうした状況を踏まえ、接続道路(町道等)との計画調整を踏まえ、当初計画であった2車線拡幅から1.5車線の整備へ変更することで地元との合意形成を図ることが出来た		
事業効果 発現状況	(部分供用なし)		

(2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】 平成21年3月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」では、地域社会の活力を維持し、豊かな暮らしを実現するため、また、安全で信頼性の高い社会の実現を図るために、選択と集中の方針の下、重点的・効率的に道路整備を進めていくことが必要とされている。 従来の事業評価手法を見直し、道路における防災機能の位置づけを再検討する機運が高まっている。	【県内の評価】 自動車交通への依存度が高い本県にとって、道路整備に対する根強い要望がある。 東日本大震災(H23.3.11)を契機として、これまで道路に必要とされてきた通行機能に加えて、災害発生時の防災機能(緊急物資輸送や避難路等)確保の重要性が再認識されている。	
	当地区における評価	当該区工区(約2.2km区間)は幅員が狭小(Wmin=2.5m)で急勾配区間(I=8.8~16.5%)が連続するため車両通行に支障をきたしていることから現状改善が求められている。		
必要性	当該区工区には道路構造の課題(幅員狭小、急勾配等)があることその他に砂利道(未舗装)であることから、路面状況が降雨などの天候に左右されやすく、通常期でさえ安定した通行機能や安全性を確保できない状況となっていることから、現状改善の必要性は高い。			(a)・b
適時性	平成23年11月の土屋バイパス全線開通により、併行する国道4号部の整備は概ね完了した。 併行する一般国道4号部の通行機能が大幅に向上したことに伴い、本路線に求める代替路機能について再検討した結果、接続道路との計画調整も視野に入れた通行機能確保と一定の代替路機能を確保することを目的として、これまでの2車線整備から1.5車線の道路整備へ計画変更することが適時性及び経済性にも配慮した事業計画であるとの判断に至った。			(a)・b
地元の推進体制等	農道との接続による物流機能の強化、並びに市道浅虫ダム線との接続による平内町東部地域(内童子地区、外童子地区、松野木地区、大和山地区等)から青森市街地への移動距離及び連絡時間の短縮のため、平内町から現状改善が求められている。			(a)・b
効率性	農道との接続により物流路線としての機能強化が図られる。 平内町東部地区(田茂木地区、内童子地区、外童子地区、松野木地区等)からJR浅虫温泉駅へのアクセス性の向上が図られる。			

(3) 費用対効果分析の要因変化

A・(B)・C

区分	主な項目	再々評価時	計画変更時	増減
費用項目 (C)	(1) 事業費	641 百万円	583 百万円	△ 58 百万円
	(2) 維持修繕費	120 百万円	111 百万円	△ 9 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	761 百万円	694 百万円	△ 67 百万円
便益項目 (B)	(1) 走行時間短縮便益	358 百万円	425 百万円	67 百万円
	(2) 走行費用減少便益	9 百万円	17 百万円	8 百万円
	(3) 交通事故減少便益	-1 百万円	0 百万円	1 百万円
	(4) 冬期便益	89 百万円	98 百万円	9 百万円
	(5) 防災便益	152 百万円	0 百万円	△ 152 百万円
	総便益(B)	607 百万円	540 百万円	△ 67 百万円
	地域修正係数(φ)	1.429	1.429	
	修正総便益(B')	867 百万円	772 百万円	△ 96 百万円
B/C	費用便益比(B/C)	0.80	0.78	
	修正費用便益比(B'/C)	1.14	1.11	
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】 (分析手法、根拠マニュアル等) 費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省道路局、都市・地域整備局) 道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 県土整備部道路課)			(a)・b
再々評価時との比較	【再々評価時との比較における要因変化】 完成年度の見直し:平成28年度→平成32年度 事業費の変更:900百万円→600百万円(△300百万円) 計画延長の見直し:2,185m→1,921m(△264m) 設計速度の見直し:40km/h→30km/h 防災便益の見直し:計上(車道幅員W=5.5m)→非計上(車道幅員W=5.0m)			a・(b)

(4) コスト縮減・代替案の検討状況		(A)・B・C
コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 路盤材、舗装合材に再生材を使用し、経費の縮減を図っている。 排水施設等の小規模構造物については、工場製品（二次製品）を使用することにより、工期の短縮及び経費の縮減を図っている。	a. b
代替案	【代替案の検討状況】 比較ルートとしては、南側と北側に迂回するバイパスルートが考えられるが、いずれも現道ルートから外れるため、国有林の森林伐採面積や掘削土量が多くなることから、自然環境に与える影響も大きく、また経済的にも不利となるため、現道活用を基本としたルート設計が最適となる。また、接続道路との計画調整も重要な視点となる。	a. b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点		(A)・B・C	
住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 平内町より整備促進の要望が出されている。	【住民ニーズ・意見】 当該路線は併行する国道4号の代替機能を有することから、道路利用者の安全性確保や利便性向上が求められている。	a. b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2)区分 ● 農林地等の緑地や植生の改変 ● 地形や地盤の改変 ○ 水系や水辺の変更 ○ 海域環境の変更 ○ 敷地整備段階での重機の使用 ● 土砂等の搬出・搬入 ● 廃棄物処理等 ● 道路(車歩道), 雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 工事及び土砂搬入・搬出の際には、周辺環境に配慮し、低排出ガス・低騒音並びに低振動の重機械を使用する。 表土露出箇所については、景観保全や土砂流出に配慮し植生対応を行う。 蜆息地を回避する道路計画に変更済	a. b	
地域の立地特性	(地域指定) 過疎地域、振興山村地区、農業振興地域、特別豪雪地帯 (災害の記録) なし (危険箇所情報) なし		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	○ 継続 ● 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
評価理由	事業の進捗状況、費用対効果分析の要因変化の項目が「B」評価であるものの、接続道路との計画調整も視野に入れた適時性かつ経済性に配慮した道路計画（2車線整備→1.5車線の整備）に変更することとし、対応方針は「継続」とする。
備考	【計画変更の内容】 計画延長 L=2,185m→1,921m (△264m) 計画幅員 W=7.0m→5.0m (△2.0m) 事業費 C=900百万円→600百万円 (△300百万円)

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針(案) とおり ○ 対応方針(案) を修正すべき
委員会評価	○ 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案) を修正すべき」の場合に記載)

【別紙】

●事業費

再々評価時の計画(～H28年度)

(単位:百万円)

		～22年度	23年度	24年度	25年度	小計	26年度～	合計
再々評価時	計画					① 760	140	900
	(うち用地費)					② (80)	(15)	(95)
	実績	154	10	10	10	③ 184	716	⑤ 900
	(うち用地費)	(0)	(0)	(0)	(0)	④ (0)	(95)	⑥ (95)

今回見直しの計画(～H32年度)

(単位:百万円)

		～22年度	23年度	24年度	25年度	小計	26年度～	合計
計画見直し	計画					⑦ 450	150	600
	(うち用地費)					⑧ (35)	(12)	(47)
	実績	154	10	10	10	⑨ 184	416	⑪ 600
	(うち用地費)	(0)	(0)	(0)	(0)	⑩ (0)	(47)	⑫ (47)

●事業の進捗状況

再々評価時の計画(～H28年度)

		計画全体に対する進捗		年次計画に対する進捗	
再々評価時	事業費割合	20.4%	[③/⑤]	24.2%	[③/①]
	(うち用地費)	0.0%	[④/⑥]	0.0%	[④/②]
	主要工種	改良工(690百万円)	26.7%		31.7%
	毎割合	橋梁工(85百万円)	0.0%		0.0%
(事業費)	舗装工(125百万円)	0.0%		0.0%	

今回見直しの計画(～H32年度)

		計画全体に対する進捗		年次計画に対する進捗	
計画見直し	事業費割合	30.7%	[⑨/⑩]	40.9%	[⑨/⑦]
	(うち用地費)	0.0%	[⑩/⑫]	0.0%	[⑩/⑧]
	主要工種	改良工(527百万円)	34.9%		45.9%
	毎割合	橋梁工(- 百万円)	-		-
(事業費)	舗装工(73百万円)	0.0%		0.0%	

《費用対効果分析説明資料》

事業名	道路改築事業(地方特定道路建設整備事業)	地区名等	増田浅虫線(増田～浅虫)
-----	----------------------	------	--------------

【費用対効果の算定内容】

1. 費用対効果の算定根拠

算定の考え方は「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(平成20年6月国土交通省)」による。また、具体的な算定手法については、「費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省道路局 都市・地域整備局)」及び「道路事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 青森県)」によった。

本マニュアルにおいては、社会的余剰を便益(B)とし、整備に係る総費用及び維持修繕費を現在価値に割り引いたものを費用(C)として評価するものである。

再評価においては、技術指針の考え方により、「事業全体の投資効率性」と、再評価時点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を除いた「残事業の投資効率性」の両者による評価をするものとした。

2. 事業全体の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.921 km)

○C:総費用= 694 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	624	47	310	887
現在価値	588	5	111	694

(2)道路整備による便益

○B:総便益= 540 百万円 B':修正総便益= 772 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災	総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	27	1	0			28		
現在価値	425	17	0	98		540	1.429	772

3. 残事業の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.921 km)

○C1:総費用= 448 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	385	47	310	648
現在価値	342	5	111	448

(2)道路整備による便益

○B1:総便益= 540 百万円 B1':修正総便益 772 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災	総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	27	1	0			28		
現在価値	425	17	0	98		540	1.429	772

【費用対効果分析の結果】

(事業全体)

費用便益比 B/C(再評価時点・事業全体) = 540百万円 / 694百万円 = 0.78

修正費用便益比 B'/C(再評価時点・事業全体) = 772百万円 / 694百万円 = 1.11

(残事業)

費用便益比 B1/C1(再評価時点・残事業) = 540百万円 / 448百万円 = 1.21

修正費用便益比 B1'/C1(再評価時点・残事業) = 772百万円 / 448百万円 = 1.72

[全体計画図]

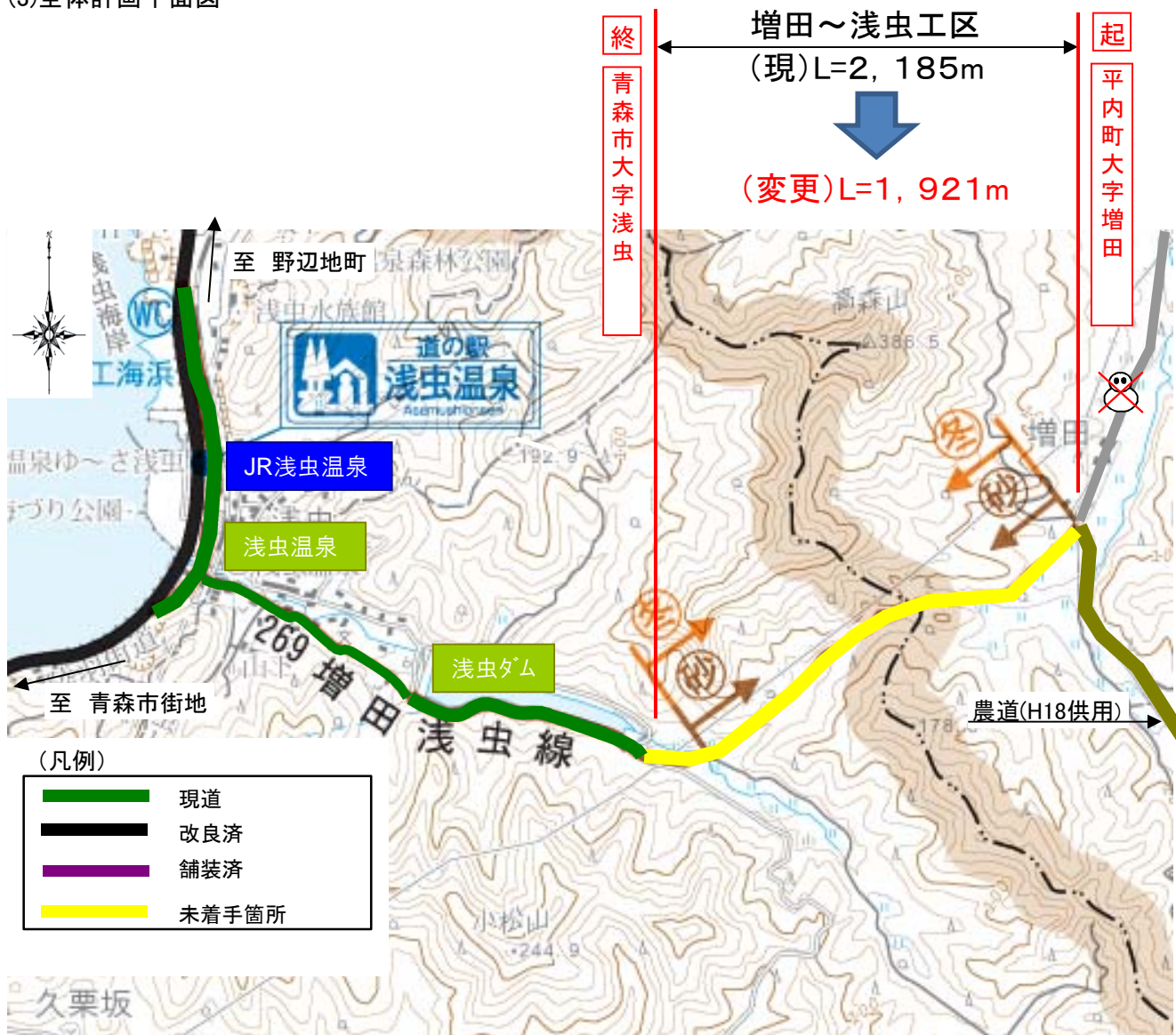
(1)事業実施箇所位置図



(2)詳細位置図



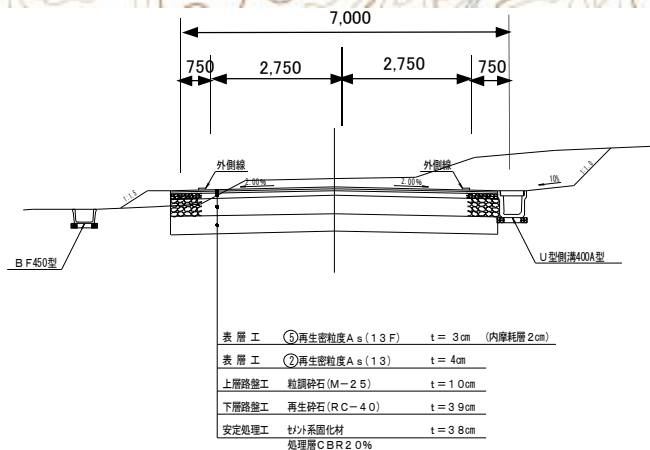
(3)全体計画平面図



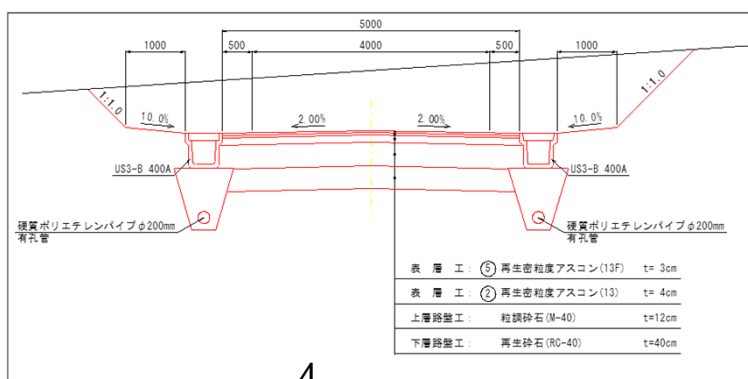
[構造図]

○標準横断面

現計画

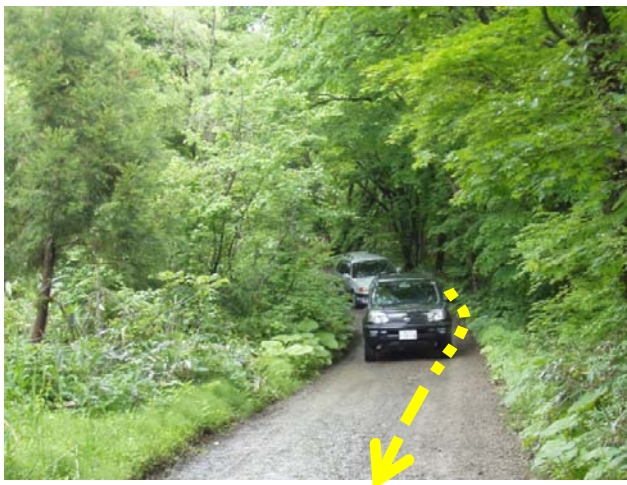


変更計画



[現道の交通状況]

①



・幅員狭小($W_{min}=2.5m$)のうえ、急勾配($I_{max}=16.5\%$)、急カーブ($R_{min}=8\%$)が連続しており、安全な交通が確保されていない。

②



・幅員狭小($W_{min}=2.5m$)のため、車両同士のすれ違いが困難。

③



・未舗装かつ急勾配、排水施設が未整備のため、台風等大雨災害時、路盤が流出され通行が不可となる。

第四次青森県環境計画
開発事業等における環境配慮指針チェック表
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名: 地方特定道路建設整備事業) (地区名等: 増田浅虫線 増田～浅虫)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮	
レ	<ul style="list-style-type: none"> 改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域内の植栽空間などへの移植に配慮する。また、移植に当たっては、表土の保全と一体的な生育環境の保全に配慮する。 	計画ルート付近にホテルの繁殖地があったことから、これを回避するよう、ルートの見直しを行った。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。 	
レ	<ul style="list-style-type: none"> 植生の改変や農林地等の緑地の改変に当たっては、植生や緑地が持つ水源涵養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。 	法面の緑化を行い、機能の保全に配慮する。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 間伐などによって発生した林地残材の有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、人工林の混交林、複層林化に努める。 	
	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模の低減に努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらへの影響の低減に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変に当たっては、表土の保全と活用に配慮し、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用に努める。 	
レ	<ul style="list-style-type: none"> 表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。 	掘削・盛土施工時に、天候及び周辺環境等を考慮し、必要に応じて散水及びシート養生を行い、飛散防止に努める。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈泥池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止と早急な植栽や緑化対策などに努める。 	
レ	<ul style="list-style-type: none"> 表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。 	掘削・盛土施工時に、天候及び周辺環境等を考慮し、必要に応じてシート養生等を行い、流出防止に努める。
レ	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然景観や自然環境の保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、緑化等や擁壁等の多自然型工法などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水、流路の遮断、地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。 	

(事業名:地方特定道路建設整備事業) (地区名等:増田浅虫線 増田～浅虫)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土や埋土を行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、地下水汚染物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、地下水や環境汚染の防止に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)水系や水辺の変更に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 河道の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の保全と流路の分断防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の自然環境や緑地の保全と浄化機能の向上、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの野生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。 	計画ルート上にホテルの繁殖地があったことから、これを迂回するよう、ルートの見直しを行った。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然や河川環境に適した多自然づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	(4)海域環境の変更に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 海岸などの護岸整備を行う場合は、沿岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法等の活用により自然の連続性や親水性の確保に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 海岸や海域環境の変更に伴う潮流の変化など海象条件の変化による海域生態系への影響防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立てや干拓、堤防の設置やしゅんせつなどによる土砂や底質の自然環境へ流出、潮流の変化による沿岸の侵食や堆積作用の変化など、海象条件の変化による海域生態系や水質への影響の防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 海岸線の変更、防波堤や消波ブロックなどを設置する場合は、海岸景観の保全と地域景観との調和に配慮する。 	

(事業名:地方特定道路建設整備事業) (地区名等:増田浅虫線 増田~浅虫)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)敷地整備段階での重機の使用に係る環境配慮	
レ	・ 植生の伐採、地形や地盤の改変などを行う場合の重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動が周辺の生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響の防止に努める。	低騒音・排出ガス対策型の重機を使用する。
□	・ 低騒音・防振機器の活用、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。	
レ	・ 重機による地形改変などを行う場合は、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。	掘削・盛土施工時に、天候及び周辺環境等を考慮し、必要に応じて散水及びシート養生を行い、飛散防止に努める。
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
レ	・ 土地の改変などを行う場合は、地域内から地域外への土砂の搬出入の抑制に努める。	
□	・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	
□	・ 搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の地下水や土壌への影響の防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	(7)廃棄物処理等への配慮	
□	・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	
レ	・ 建築物等の解体に伴う建設廃材などではできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。	現場にて発生したコンクリート殻やAs殻は、再資源化施設へ搬入し、適切に処理する。
<input checked="" type="checkbox"/>	2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮	
□	・ 道路などの整備に伴う野生動物の繁殖地と生息地との移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。	
□	・ 野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。	
□	・ 側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上がれるような側壁の工夫に努める。	
□	・ 道路等の整備に当たっては、大気が停滞しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスの多量発生防止と、排ガスの緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。	
レ	・ 道路などの整備に当たっては、高盛土や高架等による景観の分断や大規模法面の発生などをできるだけ抑え、適切な緑化などによる景観の保全に努める。	植生基材吹付工等による法面の緑化。
□	・ 道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化などに配慮した良好な景観の形成に努める。	
□	・ 道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。	
□	・ 高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮	
□	・ 基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの切断や破壊の未然防止に努める。	
□	・ 大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下滞水層の分断防止や排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止などに努める。	

(事業名:地方特定道路建設整備事業) (地区名等:増田浅虫線 増田～浅虫)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うラインの分断などによる災害の未然防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	(3)低層建築物の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物周辺において、まとまりがあり、連続した緑地の確保など、敷地の緑化や屋上緑化などに配慮し、野鳥や昆虫など身近な野生生物の生息・生育や移動環境の創出に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路等の沿線で建築物を建設する場合は、景観の眺望の確保に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観を形成する環境資源が計画地内や計画地に隣接して分布する場合は、施設や建築物の配置、建物のデザイン等の工夫に配慮し、周辺地からの眺望の確保、建造物等による視覚的遮へい防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 都市部において、高密度な低層建築物を建設する場合は、建造物やアスファルト舗装、表土の転圧等による地表面の不浸透域化の防止や地下浸透対策など地下水のかん養機能の維持や向上に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 宅地開発など低層建築物群を建設する場合は、宅地内や住宅間にまとまりのある連続した緑地の創出などにより、快適な居住環境の確保に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地下水かん養域での建設に当たっては、建造物や舗装等による地表面の不浸透域化に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水の地下浸透緑地の確保に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による景観の眺望の遮へい防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へいの防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望や景観の保全に配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。 	
<input type="checkbox"/>	(5)高架構造物の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 送電線や鉄塔などの高架構造物を建設する場合は、地域の地盤・気象などの自然環境や景観について十分な調査を行い、自然環境の保全や災害防止に十分配慮したルートを選定に努めるとともに、周辺地域における日照障害や電波障害などの防止に努める。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 架橋などを建設する場合は、周辺の景観に配慮するとともに、基礎の設置等に伴う水辺環境や自然環境の保全に努める。 	

(事業名:地方特定道路建設整備事業) (地区名等:増田浅虫線 増田~浅虫)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 海底や海中建造物の建設に当たっては、海流等への影響、底質のかくはんなどによる水質汚濁や海洋生態系への影響に十分配慮し、海域環境の保全に努める。 	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 底質が軟弱な場所での荷重が大きい建造物の設置や土砂の埋立て等に当たっては、地盤沈下などによる影響について配慮する。 	